

消防 予 第 2 3 4 号 平成 1 6 年 1 2 月 1 0 日

各 都 道 府 県 消 防 主 管 部 長 東京消防庁・各指定都市消防長



農家民宿に対する消防用設備等の技術上の基準の 特例の適用について

この度、特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針(平成16年9月10日構造改革特別区域推進本部決定)を踏まえ、構造改革特別区域基本方針が変更(平成16年12月10日閣議決定)されたことを受け、これまで構造改革特別区域内に限って適用してきた標記の基準の特例の適用に関するガイドラインを全国において適用することができることとします。

つきましては、消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長)又は消防署長が消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第32条に基づき、農家民宿に対する消防用設備等に係る技術上の基準の特例(以下「特例基準」という。)の適用について判断する際の考え方を、下記のとおりまとめましたので、通知します。

なお、これに伴い、「構造改革特別区域法に係る農家民宿における消防 用設備等に係る消防法令の規定に対する柔軟な対応について」(平成15 年3月26日付け消防予第90号)は、廃止します。

つきましては、**貴都**道府県の市町村に対してもこの旨周知されますよう、 お願いします。

記

第1 特例基準を適用できる対象物

農家民宿事業(施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余暇活動 (主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作 業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動をいう。) に 必要な役務を提供する営業であって、農業者が行うものをいう。) を営む農家民宿(農家民宿に類する形態である林漁家民宿を含む。 以下「農家民宿等」という。)とする。

第2 特例基準を適用できる消防用設備等

- 1 「誘導灯」及び「誘導標識」
- 2 「消防機関へ通報する火災報知設備!

第3 特例基準の要件及び内容

1 「誘導灯」及び「誘導標識」について

農家民宿等の避難階(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第13条の3第1項)において、以下の(1)から(3)までの条件のすべてに該当する場合には、令第26条の規定にかかわらず、当該避難階における誘導灯及び誘導標識の設置を要しないものとする。

- (1) 次の①又は②に該当すること。
 - ① 各客室から直接外部に容易に避難できること。
 - ② 建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること。
- (2) 農家民宿等の外に避難した者が、当該農家民宿等の開口部から3m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。
- (3) 農家民宿等において、その従業者が、宿泊者等に対して避難 口等の案内を行うこととしていること。
- 2 「消防機関へ通報する火災報知設備」について

消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する農家民宿等において、以下の(1)から(3)までの条件のすべてに該当する場合には、令第23条第3項の規定にかかわらず、当該農家民宿等における消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しないものとする。

- (1) 第3、1の条件を満たしていること。
- (2) 客室が10室以下であること。
- (3) 消防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容(火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。)が明示されること。